

第4回 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議
会議録

【日 時】平成31年3月14日（木）午後3時00分から午後4時00分

【場 所】白山会館 大平明浄の間

【出席者】

委 員：大橋委員、荻荘委員、大高委員、古川委員、長澤委員、永井委員、竹之内委員、
和田委員、高橋委員、児成委員、平澤委員、佐藤委員、松永委員、柳委員、中
島委員、渡邊委員、角田委員（計17名、欠席6名）

関係課：こども政策課、文化政策課、広聴相談課、こころの健康センター、産業政策課、
住環境政策課、都市計画課、土木総務課、秋葉区健康福祉課、教育委員会事務局
学校支援課、教育委員会事務局施設課

事務局：福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課管理係長、障
がい福祉課在宅福祉係長、障がい福祉課介護給付係長、障がい福祉課就労支援
係長、障がい福祉課課員

【傍聴者】なし

1. 開会

（司会）

では、ただいまから、第4回新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議を開会いたします。本日はお忙しい中、条例推進会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、議事録作成のために録音をさせていただきますので、ご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様のご発言の際には、職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配付資料の確認をお願いいたします。初めに、事前にお送りしたもので、

- ・本日の次第
- ・条例推進会議出席者名簿
- ・【資料1-1】条例に関する普及啓発状況について
- ・【資料1-2】新潟市フェアにおける「共生のまちづくり条例認知度アンケート」結果
- ・【資料2】平成30年度における差別相談事例について
- ・【資料3-1】平成30年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況
- ・【資料3-2】学校における福祉教育の実績
- ・【資料3-3】障がい者アートの展示に係る実績について
- ・【資料3-4】「ともにEntrance」事業概要
- ・【資料3-5】「ともにEntrance」平成30年度事業（案）
- ・【資料4】平成31年「ともにプロジェクト」の取り組み予定

それと、本日机上配付しましたもので

- ・ 座席表
- ・ 出席者名簿の最新版

でございます。おそろいでしょうか。不足のものがありませんでしたら、挙手をお願いします。

出席者の一覧に訂正がございます。11番の高橋委員の役職の部分で、「報道部次長」に訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

また、13番斎藤委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、×になります。よろしく申し上げます。

2. 福祉部長挨拶

(司会)

それでは、開会にあたりまして、三富福祉部長からごあいさついたします。よろしく申し上げます。

(福祉部長)

皆さん、こんにちは。福祉部長の三富と申します。まだまだ風も強くお寒い中、また年度末のお忙しい中、今日はこうしてお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

共生のまちづくり条例、ちょうど施行から来月で丸3年が経過するというところでございます。条例の趣旨でございます、共生社会の実現を目指して、障がいのある方への理解を深めるとともに、これを推進する「ともにプロジェクト」、こちらのほうもようやく事業開始から1年が経過するところでございます。今年度は、できるだけ多くの市民の皆様から、障がいのある方やその活動について触れていただく、知っていただくことができたというふうに感じておりますけれども、その一方で、条例の認知度、こちらのほうはまだまだ市民の中には浸透できてないというふうに考えております。いかにそういった浸透を改善していくかということが、今後の課題ととらえております。

障がい者の差別専門窓口による支援や、研修会の開催による広報活動など、従来実施してきたこと、こちらのほうは引き続き大切に実施していきたいと思いますが、これからは若年層の市民の皆様、あるいは障がい福祉分野に今まであまり関わりのなかった方々、そういった人たちからしっかり考えていただくことで、アイデアを出していただき、それを取り入れながら、従来の手法にとらわれない形で、周知啓発活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、ちょうど来年度、新年度でございますが、新潟県におきまして国民文化祭と同時開催される形で「全国障害者芸術・文化祭にいがた大会」が開催されます。この機会をとらえ、この大会とも連携を重視しながら、新潟市における共生社会の取り組みを、より一層推進してまいりたいと考えております。

本日は、平成30年度における差別相談の状況や、事業の取り組み、実施状況のほうを報告させていただくとともに、新年度、平成31年度に予定されている、さまざまな取り組み内容について、事務局からご説明させていただきたいと思っております。委員の皆様方からは、それぞれのお立場や視点でご意見をいただき、私どもとしましても、そのご意見を、来年度以降の取り組みにしっかりと反映して、生かしていきたいと思っております。どう

ぞよろしく願いいたします。

(司会)

三富福祉部長は、別の用務がございますので、これで退席させていただきます。

3. 議事(1) 条例に関する普及啓発状況について

(司会)

これより、議事に移らせていただきます。これからについては、長澤会長に進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

(長澤会長)

新潟大学の長澤正樹です。よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。本日の内容は、次第のとおり、1から4までの4項目あります。円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。1、条例に関する普及啓発状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

障がい福祉課の長浜と申します。私のほうから、この資料に基づいて説明をさせていただきます。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

それでは、条例に関する普及啓発状況についてご説明いたしますので、資料1-1をご覧ください。

初めに、条例研修会等の実施状況におけるこれまでの推移についてご説明します。平成30年度につきましては、表の右側の対象人数の部分になりますけれども、平成31年の1月分までで、約6,200人の方に対して、条例の周知を図ってまいりました。条例の施行当初からになりますと、その右側にありますとおり、合計で約3万8,000人の方に対して、周知活動を行ってきたということになります。

今年度のイベント等における、周知啓発の概要ということで、その下の2番から記載をしています。条例の目的であります、共生社会の推進のためには、障がいのある方やその関係者の方はもちろんですが、障がい福祉に関して関心がない、触れたことがないという方々に対する周知啓発が、とても重要になると考えております。そういったことを踏まえまして、今年度は、障がい福祉関連ではないイベント等での周知啓発においても積極的に実施をしてまいりました。

まず1つ目といたしまして、新潟市フェアにおける特設ブースでの周知啓発についてです。私ども新潟市とイオン株式会社様との間で包括連携協定が締結されたことを記念いたしまして、イオンモール新潟南で、新潟市フェアというフェアが開催されました。そこにおいて特設ブースを出展させていただきました。チラシ入りのポケットティッシュや、パンフレットの配付はもちろん、条例の認知度に関するアンケートの実施や、まちなかほっとショップによる出張販売も合わせて行ったところでございます。また子どもたちやその保護者の方にも興味を持っていただけるように、ともにプロジェクトの公式サイトQRコードが入ったシールをはりつけた、バルーンアートの実演や配付も実施しました。下のほうにそのときの写真を2枚ほど載せさせていただいております。

次のページをご覧ください。2点目といたしまして、「にいがた食の陣」における周知啓

発についてでございます。こちらでは、古町会場のインフォメーションブースで、チラシ入りのティッシュを配付させていただきました。ブースの様子と陳列の様子を、写真で掲載させていただいております。

続きまして、(3) 万代島多目的広場、通称大かまの1周年記念イベントでございます。こちらのほうでは、3月の9日と10日、酒の陣に合わせて、朱鷺メッセ向かいの大かままで1周年記念イベントが開催されたことに合わせて、パンフレットとティッシュの配付のほか、パネル展示なども行いながら、周知を図ったところでございます。

続いて、次のページになりますけれども、条例の認知度について、ご説明をいたします。先ほど説明をしましたとおり、平成30年の6月30日と7月1日の2日、イオンモール新潟南のほうで、新潟市フェアを開催したときに、条例の認知度に関するアンケートを併せて実施いたしました。昨年度、同じくイオンモール新潟南で行った、まちなか障がい福祉フェスで実施したアンケートでは、認知度は58.2%という結果でございました。それが3の(4)の平成29年度というところの数値でございます。ですが、今回、平成30年度につきましては、結果的にはそこに記載されてありますとおり、28.4%というような結果でございました。これは、昨年度までは事前にパネル等で見ていただいたあとに、アンケートに答えた方がいたり、もしくはまちなか障がい福祉フェスというイベントの性質上、関係者なども多くいたということが原因ではないかと私どもは考えております。よって、今年度実施した28.4%というのが、実際の条例認知度により近いのではないかと考えております。

また、このアンケートの年代別の結果というのが、資料の1-2でございます。この1-2の、年代別の結果というのを見てみますと、やはり特に10代以下の認知度が、ほかの年代と比べて少し低いかなというところがございます。これからの社会を担っていただくこういう若い世代に対して、どのように周知啓発を図っていくかということが、やはり1つの課題であると、私どもは考えております。

先ほどの説明した資料の中には記載はしておりませんが、今年1月に行われた成人式の際にも、チラシを配付させていただき取り組みを行いました。引き続き、幅広い世代に対して周知をしていけるよう、いろいろな手法を用いながら、周知徹底を図っていききたいというふうに考えております。

条例の普及啓発状況については以上でございます。

(長澤会長)

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より、条例に関する普及啓発状況について説明がありましたが、お聞きになりたいことや質問がございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私のおぼろげな記憶ですが、先行して条例を施行した千葉県では、施行して4~5年後の知名度が20%程度だったと思うので、まあまあいい数字じゃないかなと個人的には思いました。

では、またこの件についてお聞きになりたいことがございましたら、このあとでも結構ですので、発言をお願いいたします。

4. 議事(2) 平成30年度における差別相談事例

(長澤会長)

続きまして、議事2、平成30年度における差別相談事例について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

それでは、平成30年度における差別相談事例について、ご説明をいたします。資料の2をご覧ください。平成30年度における、私ども障がい福祉課のほうで対応した、差別相談事例の件数につきましては、先月末まで、2月末までの時点で、10件という状況でございます。その10件の内訳については、資料に記載してあるとおりでございますが、障がい者が複数ある方、相談分野と障がい種別との関係というところの表につきましては、障がい者が複数ある方については、主な障がいの種別ということでカウントをしておりますので、ご承知おきいただければと思います。

続いて、代表的な事例について、いくつか説明をさせていただきます。次のページをご覧ください。まず代表事例の1でございます。こちらは、障がいがある兄と、現場のリーダー、この現場のリーダーも障がいの施設の利用者なのですけれども、このリーダーと兄の関係が悪化していることによって、4月末で、以降の契約を更新しないとされたというものであり、その兄の施設利用をやめさせたくないというご家族からの相談でございました。この事例において、関係が悪化した原因としては、ご本人の問題となる行為、具体的には、仕事のシフトを勝手に書き込んだりですとか、人がいて危ない所でラックを動かしてしまったりですとか、無言電話をしたりとか、現場リーダーの車のドアを勝手にいじったりするなどということが、その理由として挙げられておりました。実際に私どもの職員が、その施設のほうを訪問し、言葉で伝わらない部分を、しっかりと視覚に訴える方法で注意を促すといったような、合理的配慮が行われているのかどうかということを確認させていただきました。その結果、シフトについては、パソコンのほうで管理をされており、注意をうながすテプラをはる等の、合理的配慮は行われていたことが分かりました。しかし、やはりどうしてもご本人のこだわりが強く、施設側も対応に苦慮しているというような現状が見受けられたところでございます。そのため、契約の更新といったところについては、本人も交えながら、しっかりと話し合いを重ねていくように助言したところでございます。

続いて、代表事例の2でございます。こちらは、内容が異なっているので、別案件ということで、事例の2ということで紹介させていただいておりますが、実際には先ほどの事例と同じ障がい者の方、および関係者の方に関する事例でございます。現場リーダーとの関係が悪化したため、シフトの時間がかぶらないように就業時間を短くされたというものです。また、今後1回でも迷惑行為をしたら辞めてもらう、というような通達もあったということで、そういった変更になんか納得できないという相談内容でございました。

こちらにつきましても、私どもの職員が、あらためて施設のほうを訪問して、確認を行ったところ、施設側としましては、現場リーダーの方がだいぶ心労が積もっているということで、少し距離を持たせるための調整をしたということであって、迷惑行為をしたら辞めてもらうと言ったことについても、そのご本人に対して、現場リーダーの心労というものも理解してもらうために言った、ということでもございました。終了時間についても、現状が落ち着いたら改めて時間を増やすことを考えている、といったようなお話もお伺いす

ることができました。

こちらの事例につきましては、両者がそれぞれ行っている仕事内容や、業務量を理由にした契約内容の変更ということで、障がいを理由としたものではないことから、差別には非該当ということで、判断をしたところでございます。

最後に、もう1つ、代表事例の3でございます。次のページをご覧ください。こちらにつきましては、タクシーの手配をしようとする、地域のタクシー会社3社すべてから、出払っていると断られてしまう。相談支援事業所のほうから依頼をしてもらっても、相談者の名前を言った際に、車が出払っており配車できない、というふうに理由をつけられて断られてしまうというような相談でございました。

私どものほうから、その3社のうちのタクシー会社1社に確認をしたところ、タクシーを利用するときのマナー、具体的にはタクシーに行く先々で待たせたり、自分の感情が抑えられずに大声で家族を怒鳴ったりするために、運転手のほうが精神的に非常に辛い状況になるということなどが、配車拒否の要因だということでございました。これらの状況を改善すべく、本人ですとかご家族の方に、マナーを守ってもらえるようわかりやすく説明を行うとともに、マナーについても、イラストを交えながら、わかりやすくまとめた説明書のようなものを作成の上、タクシー会社にお渡ししまして、活用してもらおうということになったところでございます。また、そのタクシー会社から他の2社に対しても働きかけてくれるということになりました。結果的には、相互理解や歩み寄りが行われたと考えております。

先ほど10件と言いましたように、他にもいくつか事例がございますが、実際内容といたしましては、差別をしようとして差別をしたというわけではなく、いろいろな事情や認識不足が背景にあり、結果として差別相談という形で相談があがってきたというケースが、何件か見受けられました。この条例につきましては、一方を罰することで正したりすることではなくて、双方が歩み寄り、理解し合って、より良い状況へと進んでいくことを目指しているため、そういった趣旨を大切にしながら、今後も継続的に調整活動に取り組んでいきたいというふうに考えております。

差別相談事例については以上でございます。

(長澤会長)

はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明があったことについて、お聞きになりたいことはありませんか。ございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(中島委員)

にいがた温もりの会の中島と申します。私どもは、精神障がいを持っていらっしゃる方の地域生活の支援活動をしております。現在、該当事例として出していただいた3つの事例、ほとんどがわれわれと関わりの深い人たちによるトラブルというか、事例であると思いましたので、少し発言させていただきたいと思いました。

特に、代表事例の3のタクシーのことについてです。確かに、こういう特性を持っていらっしゃる障がい者の方というのはいらっしゃいます。その人たちに対してきちんとした教育指導や行いをあらためるような注意喚起をすれば解決するかというと、決してそれだけで十分ではないと思います。結局、こういう事態が生じたときに、その現象を、いかに社

会の側が受け止めるかということが、とても重要になってくると思います。先ほどの、条例の普及啓発のところにも非常に関連してくると思いますが、例えばタクシーの会社やタクシー業者の方々においても、こういった事例や障がい特性、それを踏まえた対応例を知ってもらおうということが必要だと思います。条例を周知する際に、こういうことをしてはいけないとか、こういう決まりがあるということだけではなく、見守る側が相手を受け止めるような体制や姿勢をとることの必要性やその手法を知ってもらうことで、すべてが解決するとは言いませんが、いわゆる社会との摩擦を軽減することができるのではないかなと思っております。以上です。

(長澤会長)

はい、ありがとうございました。相手側への対応の仕方ですとか、そういう説明などの対応も、今後考えていただければありがたいです。よろしく願いいたします。ほかにご質問ございませんでしょうか。

5. 議事(3) 平成30年度「ともにプロジェクト」の取り組み予定

(長澤会長)

それでは、次の議事に進ませていただきます。議事3、平成30年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況について、同じく事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

それでは、平成30年度における「ともにプロジェクト」の取り組み状況についてご説明をいたします。初めに、資料の3-1をご覧ください。この「ともにプロジェクト」でございますけれども、条例の目的であります共生社会の実現を目指して、昨年度立ち上げたもので、資料を見てもらえばわかるとおり、Aの「障がいのある人とない人の交流の機会の創出」、それからBの「一般企業への周知啓発」、それからCの「わかりやすい広報」という3本柱で構成をしているというところでございます。

まず、A「障がいのある人とない人の交流の機会の創出」についてです。初めに①といたしまして、学校における障がいのある人との交流、こちらにつきましては、市内の小中学校において、障がいのある人と生徒との交流を通した、心のバリアフリーを推進すべく、障がいのある方が講師として学校に赴いた際の、謝礼の補助というものを行ったところでございます。

資料の3-2をご覧ください。こちらのほうでは具体的な内容を記載してあります。13小学校と2中学校、合計15校で行われた福祉教育に対して、補助を行ったというところでございます。講師と内容のところを見ていただきますと、ブラインドサッカーの体験ですとか、盲導犬についての講話ですとか、視覚障害に関する授業が、比較的多く開催されたのかなというふうに感じております。

それでは、資料3-1のほうにお戻りください。Aの②「まちなか障がい福祉フェスの開催」でございます。こちらにつきましては、先ほど説明したとおり、新潟市フェアにおける周知啓発活動という形で、実施をしたところでございます。アンケートの実施やPR用品の配付、まちなかほっとショップによる出張販売など行いました。

それから③の「公民館との連携」につきましては、年度末、これからになりますけれども、3月29日からクロスパルにいがたにおきまして、条例や「ともにプロジェクト」の

周知に関するパネル展示を実施するというところで、今準備を進めているところでございます。

続きまして、Bの「一般企業への周知啓発」についてでございます。初めの①、「企業との連携（バス停に障がい者アートを）」につきましては、バス停などの公共空間への障がい者アートの展示を通して、障がい者の活動について興味を持ってもらうという事業を実施したところでございます。こちらにつきまして、資料3-3をご覧ください。まず1番の、バス停における障がい者アート展示、こちらにつきましては、市役所前のバスターミナル、BRTのバスターミナルと、新潟駅前広場、これも新潟駅のBRT乗り場のバスターミナルになりますが、こちらのほうに障がい者アートを展示をしたと。これは昨年度末に展示をしたものを、そのまま今年度も継続をしたというところでございます。このバス停での障がい者アートの展示につきまして、当時展示場所を拡大していこうということで検討をしたわけですが、やはりバスの運行管理上の問題から、なかなかアートを展示できるバス停というのが町中になかったため、代替案というか、代わりとして、バスの内部に展示してみようということで、バスなか美術館という取り組みを、今年度新たに実施をいたしました。それが次のページ、2ページになります。こちらにつきましては、今新潟市で4台動いております連節バスの内部の広告スペースを、すべて貸し切るという形で行ったというところでございます。実際にここに、資料のほうに記載してあるように、バスの内部に障がい者アートを活用したポスターと、その作者を紹介するようなポスターをつくりまして、これを広告スペース全面に掲示をしたと。それによって、バスを普段乗る方々に対して、障がい者の文化芸術活動について知っていただく、触れていただいたというところでございます。

また、新潟交通様のほうからのご厚意もございまして、通常ですと広告物等の表示を行わない、下の写真を見ていただくとわかるんですけど、正面にあります運行情報の表示モニター、液晶画面のほうにも、乗り換えの情報の合間合間に、障がい者アートを展示、映し出すというようなこともさせていただいたところでございます。期間につきましては、8月22日から10月8日までという期間で実施をしたところでございます。

また、次のページになりますけれども、昨年9月に、万代シティのほうで、バスまつり2018というものが開催されました。この際には、まちごと美術館c o t o c o t o様ですとかセコム上信越様からもご協力を頂いて、バスなか美術館仕様になった連節バスを展示をして、通常、そのまま展示するのではなくて、止まって展示されているバスの中に、本物のアート作品を運び入れて、より美術館らしくして、多くの人から親しんでいただいた、知っていただいたというようなところでございます。

それでは資料3-1のほうにお戻りをいただきまして、次のBの②、ともにプロジェクト推進展についてでございます。こちらにつきましては、障がいのある方にとって使いやすいお店の情報を集約、公表するというようなことで、当初考えておったところでございますけれども、もう少し広い観点から企業ですとか店舗の方からご協力いただけないか、ご理解いただけないかということで、共生社会づくりにご関心を持つ企業や店舗の皆様がつながるための、企業間・店舗間のネットワークみたいなものを構築をして、それによって、民間企業全体で共生社会づくりを促進していけないかというような事業に、若干発展をさせていただいて、実施をするということにさせていただきました。

資料のほうで3-4ということで、ちょっと詳しいものをお配りしてございます。事業名につきましては、左上に書いてありますとおり、「ともにEntrance」というような事業名として、共に生きる社会、ここから始めようというものをコンセプトにして、共生社会づくりに関心を持つ企業等がつながる場の創出、それから共生社会について学び、考えるためのきっかけづくり、それから固定観念にとらわれずに、意見や感性の積極的な取り入れやアイデアの実現ということで、この「つながる、学ぶ、広げる」というようなことを基本線にした事業としていただいております。

最終的にはこれらの事業を通して、共生社会づくりに対してあまり関心がなかった人ですとか、関心はあったんだけど、なかなかどんなことをしたらいいかわからなかったような企業ですとか、店舗の方などが、初めの一步を踏み出すための入り口、いわゆるエントランスというものをつくっていきたいというふうに考えていただいております。そして、これによって、障がいのある人が生きづらさを感じないというステージから、さらに一步進んだ魅力的な共生社会を目指していきたいというふうに考えていただいております。

次のページが、その「ともにEntrance」の事業のイメージ図ということになります。この図の真ん中部分に、その企業ですとか店舗のネットワークということで記載していただいておりますが、この企業間・店舗間のネットワークに対しまして、その動きがより活性化するように、私ども障がい福祉課が事務局となった、この実行委員会のほうからさまざまな取り組みを展開していくと。それによって、ネットワーク加盟企業による独自の共生社会実現に向けた取り組みの活性化ですとか、それぞれの企業ですとかお店における、各種サービス等における合理的配慮の充実、それから共生社会づくりや障がい者の文化芸術活動の機運向上というものを促進して、魅力的な共生社会実現につなげていきたいというふうに考えております。

実際には企業に、ネットワークに単純に入ってくれとお願いをしても、当然興味があるところは別として、それなりの魅力を感じなければ、こういうところにやっぱり反応していただけないと思っておりますので、この事業を検討したりとか展開したりする際には、若年層をはじめ、ほかの団体やグループですとかの斬新な意見やアイデアを積極的に取り入れながら、私ども行政の固定観念にとらわれることのないようにしていきたいというふうに考えています。

次に資料の3-5をご覧ください。こちらが「ともにEntrance」の、今年度から来年度にかけての事業についての内容ということになります。なお、これは事業案ということで、資料のほう（案）が付いておりますけれども、先日、第1回の実行委員会のほう、私ども開催いたしまして、事業内容についてご承認をいただきましたので、現時点では案ではなく、この内容で30年度進めていくということになってございます。

30年度につきましては、期間も残り1カ月を切っておりますけれども、まずは障がい者アートを活用したアートポスターというものを、こちらのほうで作成をする予定でございまして。この作成、大体150ぐらいポスターをつくらうかなというふうに、今考えてございます。このつくったポスターを、今年はちょっと実験的になりますけれども、ここに記載してあるとおり、種別とか規模が異なるような企業のほうにポスターを配布して、実際にショーウィンドーですとか企業の中ですとかに貼っていただくかなと。その評判を伺った上で、次年度につなげていきたいというふうに考えております。

ちょっと資料のほうには記載がございませんが、実行委員会のほうで、学校なんかにも掲示したらいいのではないかというようなご意見も出ていましたので、学校のほうへの掲示というものも、今検討しているというところでございます。

30年度、こういった形でモデル的にやって、ご意見をいただいた上で、平成31年度の本格実施につなげていきたいというふうに考えております。実際に今年度は、プロトタイプのパスターということで、こちらである程度主導的に作成をするつもりでございますが、来年度につきましては、デザイン系の専門学校に通う学生さんなんかを中心に、デザインを公募したりとかしながら、パスターをつくっていったらいいかなと。そして、このパスターをつくる過程で、そういう若い方々からもこの共生社会等について知っていただき、また自分なりに考えていただいて、デザインなんかをしていただけるといいかなというふうに考えております。

このパスターの配布を通じて、パスターを見てもらうことで広げていくということだけではなくて、私ども事務局のほうから、このネットワークに加入してくださった企業・店舗に対して、共生条例に関する条例の研修会を実施するというところで、各民間企業の理解というものを深めていきたいというふうに考えておりますし、またそういう企業間の取り組みを活性化するために、各企業お集まりいただいての情報交換会というものも、開催をしようかなというふうに考えております。何社かいろいろお話を聞くと、こういった取り組み、興味はあるのだけれども、自分のところでどういうことをやったらいいのか、なかなかわからないというようなお話もちょっと聞いていますので、すでにそういうものに取り組んでいる企業のお話ですとか、もしくは1社だけじゃなくて、複数の企業が一緒になって、そういったものに取り組んでいくとか、広がっていくような情報交換会にしていきたいなというふうに考えているところでございます。

それでは、資料3-1にお戻りください。続いてBの③、合理的配慮事例の募集でございます。こちら、当初から合理的配慮の事例というものを募集をして、これをホームページ等で広げて、普及をさせていこうということで、今も行っているのですが、現時点で応募がなかなかまだないということで、今後もこの「ともにEntrance」、今ほど説明いたしました事業等と関連させながら、周知や募集というものを引き続き行っていきたいというふうに考えております。

それから次のBの④、短時間就労の取り組みにつきましては、先月、新潟市内で開催された講演会およびパネルディスカッションのほうに、私ども、新潟市としても講演をさせていただいたというところでございます。

次のC、「わかりやすい広報」についてでございます。初めに①のロゴマークの作成につきましては、昨年度作成した公式ロゴマークが非常に好評でございまして、これまでにオリジナルクッキーへの印字を含めて、19件の使用申請があったところでございます。引き続き、さまざまな場所で活用していただけるように努めてまいります。

次の②、「ヘルプカードの作成」についてでございます。ヘルプカードの作成につきましては、今年度に入って、県のほうでもこのヘルプカードについて考えているというようなお話を聞いていたものですから、県のほうともちょっと情報共有をしながら進めてきたのですが、結果的には、今年度中に新潟県のほうでヘルプカードを作成をして、年度末からちょっと配れるかどうかは微妙だとは言っていました、年度明け、早い段階から全県で

ヘルプカードを希望する市町村に対しては配布していくと。希望した市町村が、それを持って、実際に障がいのある方に対して配布をしていくということで、動き出す予定となっております。

それから、③の「動画・ホームページの作成」については、今年度、ホームページとかSNSなどを活用した広報を積極的に実施したというところでございます。

「ともにプロジェクト」の平成30年度の取り組み状況については、以上でございます。

(長澤会長)

ありがとうございました。30年度の取り組みについて、お聞きになりたいこと、ご質問ございましたら、挙手をお願いいたします。はい、お願いいたします。マイクをお願いいたします。

(古川委員)

新潟労働局の古川と申します。先ほどの説明の中で、「ともにEntrance」についてのお話がありました。資料3-5についての、1つの事例をご紹介したいと思うんですけども。新潟労働局においても、最低賃金のPRというのを一生懸命取り組んでおるんですけども、現在すでにポスターのデザインを、毎年デザイン系の専門学校から多数応募いただいております。そこで労働局長の表彰を行うとともに、そのあと、応募してくださった方々の作品を、例えば県民会館ですとか、どうしても場所は限られるんですけども、そういった所でも広報しているということ、ご紹介をしたいと思っております。やはり、いかにこういったことを広く知らしめるのかということが、非常に限られてきますので、ぜひいろんな所で、イオンさんのご協力もあったというふうにお伺いしておりますけれども、やはり企業にとってもそういったことに対して取り組んでいるというPRにもなるということ、ぜひ協力店を広げていただくというようなことで、より一層の効果が見込めるのではないかとということで、お話しさせていただきました。以上です。

(長澤会長)

ありがとうございました。ぜひ次年度に生かしていただきたいと思っております。

ほかにご質問、ございますでしょうか。はい、お願いいたします。

(柳委員)

新潟市ろうあ協会、柳と申します。資料3-2を見てください。見せていただきますと、なるほどと思いました。手話を教えているという学校の教育がないように思うのですけれども、なぜでしょうか。申し込みがないのでしょうか。どういう状況なのか、教えていただきたいと思っております。

(長澤会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

この実績については、基本的には学校側で、この講師を呼んで授業したいということで行われたものでございますので、今の時点では、学校側がそういうことをちょっと考えてなかったのかなと思っております。ただ、このあとの31年度の取り組みの中でちょっとご説明をさせていただきますけれども、来年度については手話の部分に少し力を入れて、私どものほうから働きかけていこうかなというふうに、今考えているところでございます。

(長澤会長)

いかがでしょうか。

(柳委員)

ありがとうございました。

(長澤会長)

ありがとうございました。ほかにご質問、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、次年度の取り組みの中もまたご意見いただきたいと思いますので、4に移らせていただきます。

6. 議事(4) 平成31年度「ともにプロジェクト」の取り組み予定

(長澤会長)

議事4です。平成31年度「ともにプロジェクト」の取り組み予定について、事務局から説明、お願いいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

それでは平成31年度の「ともにプロジェクト」の取り組み予定について、ご説明をさせていただきます。資料のほうは、資料の4になります。

ちょっと資料を見ていただくとわかるとおり、何か30年度と比べると箱が少ないというか、事業が何か少ないように見えるのですが、似たような事業について、ちょっと内容を整理させていただきましたので、見た目の枠としては少なくなっておりますけれども、実施する内容が大きく減ったということではないということで、ご理解をいただければと思っております。

まず初めに、Aの「障がいのある人とない人の交流の機会の創出」、こちらのほうにつきましては、先ほど説明いたしました平成30年度にした謝礼の補助については、そのまま継続しつつ、今年度作成をしました、ゲストティーチャーのリストといったものの配布などと併せた活用にもまず1つ取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それからもう1つ、来週の22日の市議会の本会議において、手話は言語であるとの認識に基づいて、手話への理解・促進、および普及に関する基本理念を定めた、手話言語条例というものが議会のほうに上程をされて、恐らく問題がなければ、そのまま可決されて、4月1日から手話言語条例というものが施行されるという予定になっておりますことから、これを踏まえまして、手話の普及に関する出前講座というところを、新たに開始しようというふうに考えているところでございます。

それから、次のB、「一般企業への周知啓発」についてでございますが、障がい者アートを活用した共生社会の普及啓発という部分では、従来のアート展示、バス停でのアート展示に加えまして、今年は先ほど部長からの話の中にもございましたけれども、新潟県で初めて障害者芸術文化祭が開催されるという年でございますので、こういったことを踏まえまして、そちらと連携を図るべく、榎谷小路のほうでも期間限定で障がい者アートを展示するというのを、追加で実施したいというふうに考えておりますし、また今年度行いました、バスの中での展示というものも実施をしたいというふうに考えてございます。

それから、②の「ともにEntrance」につきましては、先ほど平成31年度の取り組みも含めて、若干説明させていただきましたけれども、そのとおり、今年モデル的にやったものを発展させながら、実施をしていきたいというふうに思っております。特にポ

スターの部分については、障害者芸術文化祭があるということもございますので、その辺ともしっかりと連携しながら、進めていきたいというふうに考えております。

それから③の「合理的配慮事例の募集」につきましては、先ほど説明したとおり、少しでもこの募集が集まるように、そしてそういうものを広く公開していけるように、引き続き力を入れて取り組んでいきたいというふうに考えております。

それからCの「わかりやすい広報」ということでもございますけれども、こちらにつきましては、従来から実施してきました条例研修会ですとかパンフレットの配布など、地道な草の根活動を通しての普及啓発というものは大切にしつつも、障がい福祉に関係がないイベントにおいても、積極的に広報活動を展開をしながら、なるべく多くの方に、なるべく広い世代の方に、条例の存在ですとか共生社会について知ってもらいたいというふうに考えております。

具体的には資料の点線の枠で囲ってありますとおり、こういうイベントにおける配布、それから公的施設でのパネル等の展示、それからロゴマークの活用の推進、それからホームページの充実かなど、こういったところに取り組んでいきたいというふうに考えております。こちらにつきましては以上でございます。

(長澤会長)

31年度の説明をしていただきました。ありがとうございます。それでは、31年度の取り組みについて、質問・意見、ありましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(中島委員)

たびたび発言させていただいて、ありがとうございます。

私ども、先ほども申しましたように、精神および発達等に問題を抱えている方々を中心に支援しているわけなのですが、そういう活動の中でやはり、彼らが社会の中で生きていく中で圧倒的に不利なのが、やはり就労という部分である。これは皆さん、ご承知のことだと思います。今回の「共に生きるまちづくり推進会議」、これはかなり内容的に言いましても、割りと啓蒙的な活動について皆さんが議論されているということがわかったので、私がこれから申し上げるのはちょっと違うのかなとは思っているんですが、つまり積極的に就労に結び付く活動を、もうちょっと進めていただいたらどうかと思います。

私は、ちょっと申し上げますと、住民票が南魚沼市にございまして、もちろん家族はこちらにいて、単身赴任という形で向こうに行っているのですけれども、その中で、向こうのやはり特別支援学校の後援活動をやっております。その中で、やはり今年6人の卒業生が何とか就職したいというふうな声を上げまして、それを有志が今、どうやったらいいんだろうという中で、プロモーションビデオをつくろうじゃないかと。一人一人の生徒さんの、この子はこういう勉強をしていて、こういう特技があって、こういう性格で、こういうことをやりたがっているのだ。そういうふうなプロモーションビデオをつくろうじゃないかという話が持ち上がっています。

僕はとても有効だなと思うのと、これは今、障がい者支援の最も先端的な言葉として使われている「ストレングスモデル」という、その人のいいところをきちんととらえていきましょうということの基本にした考え方があるんですが、今、障がい者支援の最も基本的な言葉として流布している言葉なんですけど、ある意味で、そろそろ待っている時間ではな

いんじゃないか。「皆さん、わかってください」というよりも、もう一步出て「私はこういうふうになりたい」「こういうことができます」「こういうふうに生きたいんだ」ということを、一人一人の障がいを持ってらっしゃると言われている人たちも、社会に向かって大きく発表するような姿勢、表明するような姿勢というものをですね、社会の中で醸し出されていくと、このような、とても僕は素晴らしいと思っております。

だから、こういう本当に地道な、一人一人の市民の方々の方に訴える施策が、そういうことをもう1つ進めることによって、より生きてくるのではないかなと思っております、ですので、あくまで先ほども申し上げましたように、この「ともにプロジェクト」は、ちょっと啓蒙的な色合いが強いものですから、私が言っているのはちょっと次元が違うものなのかもしれないですけど、そのような取り組みもそろそろ芽生えていいのではないかと、そのように感じております。

(長澤会長)

ありがとうございました。私の個人的な感想になるんですけど、就労に関するということであれば、この「ともにEntrance」の中でやれることもあるかなというふうに感じましたし、当事者が積極的に発信というの、Cの「わかりやすい広報」の中でできるのかなというふうに思いましたので、ぜひ今のご意見を実現できるように、事務局のほうで検討していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ありがとうございます。私どもも、いろいろと就労に関する事業のほうも別途予算を取って、いろいろ取り組んでいるところでございます。

企業のほうに対しては、実際に障がいのある方を採用した企業の実例を集めた冊子をつくって、ほかの企業の方にPRをすとか、もしくは新潟市の場合ですと、就労支援センター、こあサポートという、障がい者の就労支援するセンターを総合福祉会館の中に設置をして、運営をしてございます。こちらの組織のほうも、来年度1人、職員のほうを増員させていただきまして、企業とのマッチングですとか、障がい者の相談とか、いわゆる実務的な障がい者の就労に向けた取り組みも、進めているというところでございます。

今ほど中島様のほうから、そういうプロモーションビデオですとか、いろんなアイデアもいただきましたので、こういった「ともにプロジェクト」とか、そういった私どもが行っている就労支援の事業の中でも、いろんなアイデアを取り込みながら、実施していきたいというふうに考えていますので、今後ともご協力のほう、よろしく願いいたします。

(長澤会長)

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見、ございませんでしょうか。はい、お願いいたします。

(大橋委員)

障がい福祉サービスの管理者の連絡会から来ました、大橋と申します。よろしく願いします。

条例検討委員会で「ともにプロジェクト」という取り組みが、今なされているということでお話をいただいて、私が今、すごくいろいろ考えているのは、知的の障がいをお持ちの方とか発達障がいの方が、どういうふうに世の中で理解されていくのかなというところのツールがなかなか難しいなとずっと常々思っていて、やっぱり学校における人の交流と

ということになると、こういうところが困っているとか、こういうところに不自由さを感じているんだというところの伝え方とはまた別な伝え方を、何かやっぱりツールとして持たないと駄目だということになると、そういう人たちの存在をどういうふうに知っていただくのかなというところが、やっぱり一番の、知っていただいて、触れ合っていただくというところが、やっぱり私は重要ななんて思ったりするので、障がい者大運動会とかいろんな市の取り組みもあると思いますし、いろんなところでそういった啓蒙活動とか、ご理解いただくような、また取り組みもお願いしたいなとは思っているところです。

あと、障文祭があって、いろいろアートが今年、やっぱり2019年、テーマになってこようかと思うんですけど、バスだけではなく、新潟駅とか白山駅とか、あと亀田駅とか、多くいろんな方が乗り降りされる、ああいう駅なんかにも、ぜひこういったアート作品を普通に置いていただいたり、飾っていただいたりして、より理解を深めていただいたり、また「ともにプロジェクト」のポスターでもいいんですけど、そういうのも一緒に貼っていただいて、より一般の方に知っていただく啓蒙の方法も、ぜひお考えいただけたらどうかななんて思ったりしております。

また、合理的配慮事例の募集につきましても、ぜひ何か日常的にほんのささいなことでもいいので、ぜひこんなちょっとした配慮をすると生活しやすいとか、あと生きやすいとか、そういった事例をぜひ集めていただいて、それをまた皆さんに公表していただくと、よりそういった取り組みが皆さんの中に広がっていくというところは、大いに期待をさせていたいただきたいなと思って、お願いのような形で発言をさせていただきました。よろしくお祈りします。

(長澤会長)

ありがとうございました。知的障がい、発達障がいの方への理解を進めることですか、アートをバス停だけではなく、駅なども拡大してということ、合理的配慮の事例についてもご意見いただきました。

最後の合理的配慮の件ですけど、私もこの前、偶然ある銀行で、車椅子対応のATMがあるというのを初めて知りまして。なので、もちろん写真を撮るのにはいろんなハードルあるんですけど、情報を気軽に上げられるようなシステムがあるといいかなというふうに思いました。ちなみにそのATMですけど、私が交渉して、行員の方に立ち会っていただいて、許可をいただいて、写真を撮って、大学の授業に使おうと思っています。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ありがとうございます。触れ合う機会というのは、確かにいろんな場面でそういう機会を設けていきたいと思っておりますし、また、そういう場面を設けたいということになったときに、いろいろとご理解ですとかご協力いただけるようであれば、一緒になってやっていければなというふうに思っております。

それから、公共区間、公共エリアでのアートの展示という面で、先ほど3-1のときにはちょっと説明しなかったんですけど、今年度の新潟駅が、第1期ですけれども、高架化で開業した際に、1カ月半ぐらいですかね。新しくできたコンコースの所に障がい者アートを3枚ぐらい、JR様のご協力というか、JR様がお願いして、主導的にちょっと掲示をさせていただいたというところもございますので、そういった所にも引き続き働きかけを行いながら、皆さんのなるべく目に付くような所でやっていきながら、理解を深めてい

ければなというふうに思っております。

それから、合理的配慮事例の募集につきましては、今、長澤会長のほうからも例のほうを教えいただきまして、本当にありがとうございます。なかなかこれも、私どももこれまで待っているだけで、なかなかこう企業に対してアピールがしづらかったのですけれども、先ほど説明した「ともにE n t r a n c e」というところで企業間のネットワークをつくっていくと、その企業に対しては少なくとも何かやっていませんかというのは、こっちから積極的に聞いていくというふうにもできるかなと。何かあったときには、この企業間とか店舗間のネットワークというところに私どもが働きかけていくことで、今までどこにどう働きかければいいのか、私らもちょっと迷っていたところを、こういった事業をまた使いながら、募集をかけて、広報していければというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

(長澤会長)

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。はい、お願いたします。

(柳委員)

新潟市ろうあ協会の柳です。よろしくお願いたします。お聞きしたいのは、先ほど課長さんがおっしゃったのですが、手話言語条例が3月22日に成立する予定です。それで、4月1日から施行ということでよろしいかと思っています。とてもそのことについて、うれしく思っています。新潟市だけではなく、市民だけではなくて、行政もきちんと勉強して、手話を勉強して、進めていっていただきたいと思います。市民がそれを見て、行政の力はすごいなということで、市民の方々に普及していくのではないかなと思うので、ぜひその辺、よろしくお願いたします。職員の皆さんに手話を覚えていっていただきたいと願っております。

(長澤会長)

はい、よろしくお願いたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

はい。なかなか職員全員に、私ども、今手話の講座というものも毎年開催しておりますけれども、本格的にやっぱり手話を勉強しようとする、今、半年から10カ月ぐらいですかね、の講座の時間がかかるということで、全員にそういうことはちょっと難しいかなと思っていますが、少なくとも新年度からは、新採職員の研修の中で、この行政条例だけではなくて、手話言語条例の説明もさせていただいて、手話に対する理解ですとか、言語であるということへの認識などというものを説明していこうというふうに思っております。こういったものを通じて、私ども新潟市の職員も勉強しながら、手話への理解を深めて、少しでも皆様方のためになるように頑張っていければなというふうに思っております。よろしくお願いたします。

(長澤会長)

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見、ございませんでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

すいません。私から1点。もし可能であればいいんですが、市長が代わられて、この事業に関して何か変わる事とか、何か関連する、教えていただけることがあれば、お話

しいたきたいと思うのですが。すいません。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

正直なところ、今の市長が選挙に立候補したときのマニフェストですとか、ご覧いただければわかるんですけども、その時点ではやはりあまり福祉の施策について、具体的な何かを書いてあったかという、そういった状況ではないと。逆に言えば、今の私どもの取り組みの状況ですとか、新潟市の現状というものをしっかりと説明を、これまでもしてきましたし、今後も説明をしていきながら、この事業をより理解をしていただいて、発展させていければなというふうに思っているところでございます。

実際、市長の所に、これまで障がい施策について説明をした際には、大きく3つのポイントということで説明をさせていただいております、1点は入所待機者等もそうなんですけれども、やはり重度障がい者のサービス利用というものが非常に増えてきていると。入所の待機の方というの、非常に減らずにずっと継続してきているので、こういった重度の方の生活の場、暮らしの場というものを引き続きしっかり、これまで以上に整備していく必要があるというのが1点。

それからもう1点が、障がいのある方の就労状況、いわゆる雇用率が全国平均に比べて、新潟市は非常に低い状況にあるということで、これについても積極的に取り組んでいかなければいけないということをお話をさせていただきました。これについては、先ほど少しお話ししましたが、こあサポートという支援センターの職員の1名増員ということで、来年度の予算につながったのかなというふうに考えております。

それから3点目が、今この「ともにプロジェクト」でお話をさせていただいている、いわゆる共生社会の実現に向けた取り組みをしっかりとしていかなければいけません。アンケートの認知度がまだ低いですよといった状況も、市長のほうにはお話をさせていただきましたし、来年度芸術祭があるということも絡めて、引き続き取り組みを強化していきますということで、予算額としてはほぼ前年、もしくは若干前年よりも、市の予算で見ると減額となっているんですけども、この「ともにプロジェクト」であげたアート関連の事業につきましては、芸術祭のほうから実際に補助金のほうを同額ぐらい頂くという予定で、今考えておりますので、実際の事業額としては昨年度よりも増ということで、実施できるかなというふうに考えているところでございます。

ですので、引き続きそのようなポイントを含めて、ことあるごとに市長のほうには障がい者の現状ですとか、しっかりと説明をさせていただきながら、取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

(長澤会長)

唐突な質問に答えていただきまして、ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

(古川委員)

労働局の古川と申します。先ほどの中島委員のほうから、雇用についてのお話がありましたので、新潟県全体に、障がい者の雇用率が全国に比べて少し低いという傾向、先ほど長澤会長からお話があったとおりでございます。新潟労働局もその雇用率を上げよう、障がい者の雇用の理解を広げようということでプロジェクトを組んでおりまして、そこに

も新潟市さんから加わっていただいております。今はやはり福祉から雇用へということ意識しながらやっていくべきというふうに考えております。例えば、先ほど特別支援学校という話が出ましたけれども、やはりそういった所で、生徒さんの働く能力を持っているということも体験していただく、見ていただくということも非常に重要だというふうに認識しておりますので、企業の皆様方にも、そういった機会を積極的に県内で展開しておりますので、また皆さんの意見をいろいろお聞かせいただくことで、私どものほうの取り組みにも生かしていただけるものというふうに思っております。

それから、先ほど合理的配慮の事例収集ということなんですけれども、可能かどうかを含めた提案なのでございますけれども、私どものプロジェクトの中で、障がい者の雇用の事例集というのも県のほうでつくったり、いろいろしたりしているんですけれども、なかなか行政側で拾おうと思っても拾えないものですから、例えば家族会さんですとか、いろんなそういった団体の方々一人一人から、こういったことを配慮してもらったことですごく働きやすくなったとか、それから暮らしやすくなったとか、そういうものは私どもの視点ではなかなか思い付かないというのではないかなと。魅力は自分でなかなか探せないけれども、ほかの人からその魅力を気付けるということもあるのではないかなというのもあるので、そういった方々から募って、何気ないものも、こういうのもやはり合理的配慮で、障がいのある方にとって、すごくよかったという視点を拾い上げるということができないのかなというご提案です。以上です。

(長澤会長)

ありがとうございます。引き続き、ご検討いただきたいと思います。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

はい、ありがとうございます。

(長澤会長)

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この辺りで議事4を終了させていただきます。

なお、委員の皆様におかれましては、あとでいいアイデアが浮かぶこともあるかもしれません。この会議終了後、もし追加のご意見があるようでしたら、事務局へご提出くださるよう、お願いいたします。

それでは、議事についてはこれで終了とします。次にその他ですが、皆様、何かありますでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

事務局のほうから1点、よろしいでしょうか。この条例推進会議の委員でございますけれども、任期のほうで、この3月をもって3年ということによって終了ということになります。立ち上がったからの3年間、初めての期間ということでもございましたけれども、本当に皆様方のほうから共生社会の推進ですとか、差別の解消について、いろいろご意見を頂いたり、ご検討いただいたりいたしまして、本当にありがとうございます。この場を借りて、あらためてお礼申し上げたいと思っております。今後も皆様方から審議いただいた内容を、今後の私どもの政策のほうに生かしながら、共生社会づくりのほうを積極的に推進していきたいというふうに考えてございます。

なお、来年度以降の委員の就任ですとか、団体の皆様からの推薦等につきましては、ま

た後日、別途事務局のほうから送付させていただきたいと思っておりますので、その際にもぜひご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

(長澤会長)

ありがとうございました。ほかになければ、本日の会議はこれで終了となります。長時間にわたり、お疲れ様でした。では、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

(司会)

長澤会長、長時間にわたりまして議事進行をいただき、ありがとうございました。委員の皆様も活発なご発言をいただきまして、ありがとうございました。

それでは事務連絡ですが、お預かりしております駐車券につきましては、無料の処理をしてありますので、後ほど受付のほうでお受け取りください。

それでは、以上で第4回条例推進会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、本当にどうもありがとうございました。お疲れ様でした。